

地域指定年度	平成18年度
計画策定年度	平成18年度
計画見直し年度	平成24年度

五島農業振興地域整備計画書

平成24年4月

長崎県五島市

目 次

第1 農用地利用計画	
1 土地利用区分の方向 -----	1
(1) 土地利用の方向 -----	1
ア 土地利用の構想 -----	1
イ 農用地区域の設定方針 -----	2
(2) 農業上の土地利用の方向 -----	3
ア 農用地等利用の方針 -----	3
イ 用途区分の構想 -----	4
2 農用地利用計画 -----	5
第2 農業生産基盤の整備開発計画 -----	6
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向 -----	6
2 農業生産基盤整備開発計画 -----	6
3 森林の整備その他林業の振興との関連 -----	6
4 他事業との関連 -----	6
第3 農用地等の保全計画 -----	7
1 農用地等の保全の方向 -----	7
2 農用地等保全整備計画 -----	7
3 農用地等保全のための活動 -----	7
4 森林の整備その他林業の振興との関連 -----	7
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画 -----	7
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 -----	7
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標 -----	7
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 -----	8
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 --	9
3 森林の整備その他林業の振興との関連 -----	9
第5 農業近代化施設の整備計画 -----	10
1 農業近代化施設の整備の方向 -----	10
2 農業近代化施設整備計画 -----	11
3 森林の整備その他林業の振興との関連 -----	11

第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	-----	1 2
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	-----	1 2
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	-----	1 2
3	農業を担うべき者のための支援活動	-----	1 2
4	森林の整備その他林業の振興との関連	-----	1 2
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	-----	1 2
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	-----	1 2
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	-----	1 2
3	農業従事者就業促進施設	-----	1 3
4	森林の整備その他林業の振興との関連	-----	1 3
第8	生活環境施設の整備計画	-----	1 3
1	生活環境施設の整備の目標	-----	1 3
2	生活環境施設整備計画	-----	1 3
3	森林の整備その他林業の振興との関連	-----	1 3
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	-----	1 3
第9	付図	-----	別添
1	土地利用計画図（付図1号）		
2	農業生産基盤整備開発計画図、農用地等保全整備計画図（付図2号）		
3	農業近代化施設整備計画図（付図3号）		
別記	農用地利用計画	-----	1 4
(1)	農用地区域	-----	1 4
ア	現況農用地等に係る農用地区域	-----	1 4
イ	現況山林、原野等に係る農用地区域	-----	8 4
(2)	用途区分	-----	8 4

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、九州の最西端に位置し、長崎港の西方海上約100kmの五島列島の南西部に位置し、福江島、奈留島、久賀島、枕島、黄島、赤島、蕨小島、黒島、島山島、嵯峨島及び前島の11の有人島と52の無人島で構成されている。総面積は420.85km²（平成22年10月1日現在）となっている。

気象は、対馬暖流の影響を受けて温暖であるが、台風の常襲地帯でもある。年間の平均気温16℃、降水量2,300ミリ程度、平均風速3.3m/sとなっている。

土地利用については、福江都市計画用途地域、大規模山林地帯、ほとんどの小離島を除く地域を農業振興地域とし、農業生産基盤の整備地区や事業予定地区など集団的に存在する優良農用地を中心として、農用地区域を設定するものとする。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設 用地		山林・原野		住宅地		工業用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (平成22年)	7,970	35.2	31	0.1	12,293	54.2	-	-	-	-	2,372	10.5	22,666	100
目標	7,969	35.2	31	0.1	12,293	54.2	-	-	-	-	2,373	10.5	22,666	100
増減	-1		0		0		-	-	-	-	1		0	

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

現況農用地区域面積 5,925ha のうち、次に掲げる農用地区域の編入及び除外により 5,115ha について農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域へ編入する面積 182ha、農用地区域から除外する面積 992ha)

(i) 農用地区域からの除外

①地方公共団体等の具体的な計画によって、農用地区域に含まれない農地となったため(法10条第4項、第15条の2第1項等) 51ha

②住民からの要望で住宅用地として利用したいため(法第13条第2項) 1ha

③集落介在の自然的条件によるもの(農業上の利用の確保を図ることが適当でなくなったため(法第10条第3項第5号等)) 106ha

④山間点在の自然的条件によるもの(農業上の利用の確保を図ることが適当でなくなったため(法第10条第3項第5号等)) 287ha

⑤地区内の農地が耕作放棄されている等の農業経営の動向によるもの 547ha

(ii) 農用地区域への編入

①10ha以上の団地であるため(法第10条第3項第1号) 163ha

②土地改良事業等の対象地(法第10条第3項第2号) 11ha

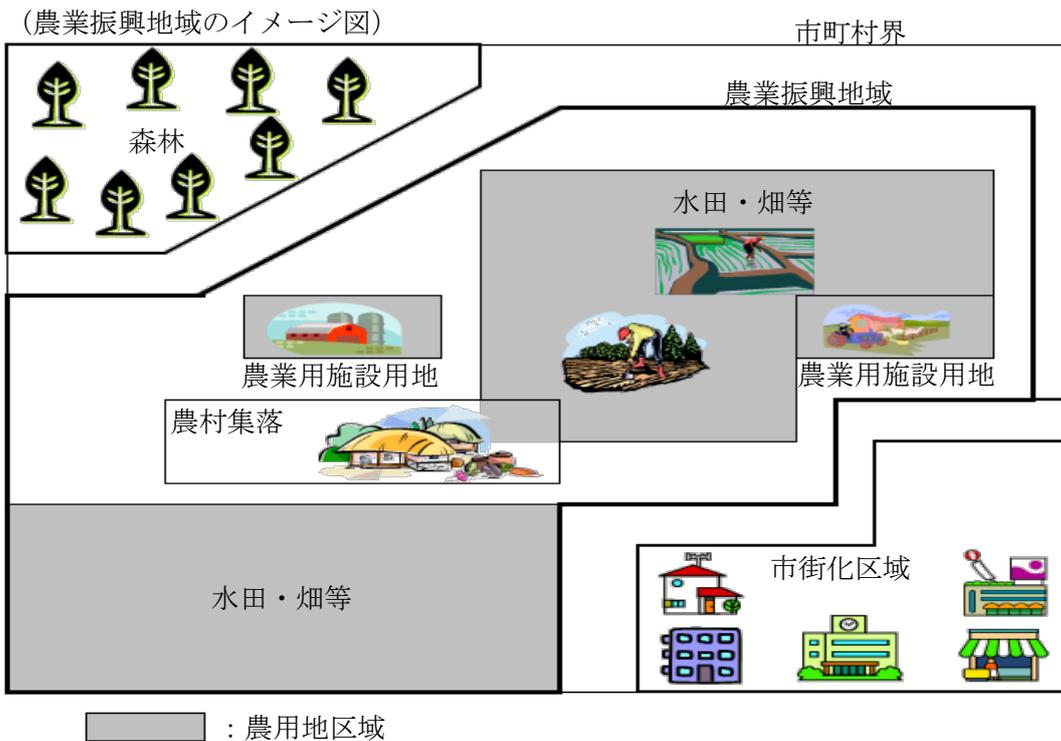
③国の施策によるもの(補助事業等) 8ha

(イ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

農業用施設用地は、農用地区域内に散在または小団地を形成しているため、土地基盤整備事業に伴う農業用施設用地の設定を除き、随時変更及び軽微変更については、集落介在農用地に配置するよう努めるものとする。

(ウ) 現況森林・原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし



(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域における農用地等の利用状況は、畑作地帯での葉たばこ、ばれいしょ、茶など土地利用型作物や肉用牛を主体として、これに山間平野部の水田地帯での稲作と転作作物との組み合わせによる土地利用形態となっているが、高齢化による担い手農家の減少などによる遊休農地の増加や人口の島外流出などによって、担い手農家への農地の効率的な集積が難しくなっている。

このため、農業生産条件の悪い農地のは場整備事業や、優良農地の保全事業、さらに大型作業機械体系を可能とする畑作地帯の整備事業を実施するとともに、社団法人下五島農林総合開発公社(以下「農林公社」という。)においては、新規就農者育成を目的とした農業研修生の受け入れや農地利用集積円滑化事業による農地流動化を促進し、経営の合理化と規模拡大を支援する。

これらの取り組みにより、葉たばこ、ばれいしょ、茶などの土地利用型基幹作物や肉用牛と施設園芸の組み合わせによる営農体系とともに、水田地帯での稲作、麦及び大豆などの転作作物との営農体系によって、農用地等の有効利用を図るものとする。

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林 原野等 現況
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	
福江地区	2,477	2,086	-391	156	69	-88	0	0	0	13	12	-1	2,647	2,167	-480	29
富江地区	929	863	-66	10	10	0	0	0	0	5	5	0	944	878	-66	9
玉之浦地区	221	163	-59	28	30	2	0	0	0	1	1	0	250	193	-57	15
三井楽地区	1,250	1,129	-121	5	5	0	0	0	0	7	7	0	1,263	1,141	-122	9
岐宿地区	590	534	-56	165	167	2	0	0	0	4	4	-1	760	704	-56	1
計	5,468	4,775	-694	365	280	-85	0	0	0	30	29	-1	5,863	5,083	-780	62

イ 用途区分の構想

(福江地区)

a. 福江地区

吉久木集落から小田集落間、籠淵地区におけるほ場整備区域については、優良な水田地帯として今後においても水稲と転作作物、施設園芸を組み合わせ農用地の活用を図るとともに、集落介在農用地については、住宅用地への利用にも配慮する。

また、鬼岳山麓及び坂の上地区の畑地帯は、葉たばこ及び茶など工芸作物の振興を図ることとするが、坂の上地区については、優良農用地の確保に努めるとともに宅地化にも配慮した農用地区域の管理に努める。

b. 奥浦地区

県道奥浦線、林道宇戸線の西側及び宮原集落周辺に広がる水田地帯において、水稲と転作作物による比較的条件の良いほ場を活用した効率的な営農体系を図る。

c. 崎山地区

畑作の主要地帯としてほ場整備事業が進行しており、これら一帯を優良農用地として位置付け、葉たばこ、ばれいしょ、麦などの土地利用型作物に施設園芸の導入による営農体系の確立を図る。

d. 本山地区

鬼岳山麓の畑地帯においては、葉たばこ、麦、ばれいしょなどの土地利用型作物や施設園芸の振興を図る優良農用地として位置付けを行い、また、ほ場整備された翁頭山水系に広がる水田地帯においても、水稲や転作作物の営農体系による農業地帯としての活用を図る。

e. 大浜地区

鬼岳山麓西部の畑地帯は、葉たばこ、麦などの土地利用型作物や施設園芸による振興を図る優良農用地として位置付ける。また、翁頭山水系に広がる水田地帯については、水稲と転作作物による営農体系の確立を図るなど遊休化を防止し、農用地としての保全に努める。

f. 久賀地区

特定農山村法の指定を受けた条件不利地域にあつて、早期水稲の主要な産地として農家の耕作意欲が高く、また、転作作物にも積極的に取り組んでいる地域であり、農用地としてその保全に努める必要があるが、農家の高齢化が顕著であるため、地域の友好的な合意に基づく集落営農体系の確立が望まれる。

(富江地区)

富江半島一帯の平坦な地域における農用地等の利用現況は、葉たばこ、肉用牛、甘藷、ばれいしょ、麦等を中心に耕地利用がされているが、農家戸数の減少や農家の高齢化による規模縮小によって遊休農地が増える傾向にある。今後は、集落営農体系を確立し、集落営農組織と認定農業者である葉たばこ農家を中心に農地の集約化・流動化を図り、農業経営の合理化と規模拡大による農地の保全に努める。

一方、山間部の地域においては水稲や転作作物として牧草等が耕作されており、平坦部よりも農家戸数の減少が顕著で、山林部において農地が遊休化の傾向にある。今後は、県営ほ場整備事業により整備された山手地区・田尾地区はもとより、他地区においても荒廃化の歯止め策として、認定農業者・畜産農家による農地集積を積極的に図る。

(玉之浦地区)

a. 大宝地区

江ノ浦地区周辺及び大宝集落周辺の牟田地区に広がる水田地帯において、水稲と飼料作物による比較的条件の良いほ場を活用した効率的な営農体系を図る。また、農家の高齢化により農地の遊休化が進んでいるため、担い手に集積するなど農地の保全に努める。

b. 東地区

ほ場整備事業が終了した水田一帯を優良農用地として位置付け、水稲と転作作物に加え、施設園芸の導入による営農体系の確立を図るとともに、農地保有合理化事業の活用などによる担い手へ農地集積を積極的に推進する。

f. 丹奈地区

現在、温熱を利用したハウスによる花き等の栽培が行われているが、今後も施設園芸中心の営農を推進する。

(三井楽地区)

京ノ岳の裾野に広がる平坦な地帯においては、葉たばこ、麦、ばれいしょなどの土地利用型作物や施設園芸の振興を図る優良農用地として位置付けを行うとともに、三井楽地区における唯一の水田地帯でもあり、水稲や転作作物の営農体系による農業地帯としての活用を図る。

一方、京ノ岳を中心とした畑作地帯においては茶、放牧等による営農体系の確立を図るなど、遊休農地の活用と遊休化の防止に向けた農用地の保全に努めるとともに、担い手への農地集積を積極的に図る。

(岐宿地区)

a. 岐宿地区

水田地帯には水稲や転作作物による活用を図り、ほ場整備が完了した畑地帯においては茶、葉たばこに施設園芸作物を組み合わせた効率的な営農体系により農業地帯として確立を図るとともに、集落介在農用地については、住宅用地などへも配慮した農用地区域の管理に努める。

b. 山内地区

ほ場整備が完了した水田地帯には、水稲を中心に転作作物や施設園芸による活用を図り、また、畑地帯においては茶、麦を組み合わせた効率的な営農体系により農業地帯として確立を図る。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

牟田地区は五島市の東部に位置し東側に鬼岳、西側に翁頭山に挟まれ、中心に牟田川が流れる穏やかな水田地帯である。農地は、昭和20年代に区画整理事業を行っているが、現状は10a程の小区画で農耕車両が搬入出来ない程の湿田であり、用排水路も未整備であることから水田の汎用化に支障を来している状況である。

大宝地区は、玉之浦の南部に位置し、江の浦地区周辺及び大宝集落周辺に広がる水田地帯で、水稻及び飼料作物が主な農作物である。大宝集落周辺の牟田工区の農地は湿田で農耕車両の搬入が困難なお且つ10a程の小区画である。江の浦地区周辺の江ノ浦工区は中山間のは場で農地は不整形で農道等も未整備で営農に支障を来している。

本市においては、このような農地条件の下にあって、農業生産基盤の整備を推進することによって、耕作放棄地の解消と優良農用地の確保を図り、担い手農家を中心に農地を集積化することで、農業生産性の向上、更には効率的かつ安定的な農業経営に取り組む環境の整備に努めることとする。

また、安定した農業用水を確保するとともに、自然災害を未然に防止し、地域住民の生命・財産と農用地を守るため、ため池の整備・保全を推進する。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
県営ほ場整備	区画整理 A = 68ha	牟田	68ha	1	経営体育成
〃	区画整理 A = 34ha	大宝	34ha	2	経営体育成
ため池等整備	浚渫工 V = 6,870m ³	大戸	46ha	3	
〃	法面保護工 A = 2,731m ²	翁頭	91.3ha	4	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本市は、周囲を海に囲まれ、町境は山岳地帯で、一部が急傾斜地となっている。梅雨期から初秋にかけて毎年のように集中豪雨や台風の襲来があり、農地や農業用施設に災害が発生している。

このため、安定的な農業生産力を確保することを目的として、地域の特性に応じた農地の保全、ため池の整備及び保全、農地海岸の保全対策などに努める。

2 農用地保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備 考
		受益地区	受益面積		
海岸保全	堤防工 L = 1 0 7 m	於鶴が浦	6.9ha	5	局部改良

3 農用地保全のための活動

本地域における用地保全のための活動としては、受益者が自主的に行う農道整備に対する原材料の支給を行うとともに、担い手への農地の集積を積極的に推進することによって、農地の保全を図っていく必要がある。

また、中山間地域等直接支払制度を活用して、農地の耕作放棄地化を防止するなど、農用地保全活動を活発化する必要がある。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本地域の農家数（販売農家）は、平成22年現在1,236戸（専業農家633戸、第1種兼業農家136戸、第2種兼業農家467戸）である。1戸あたりの経営面積は2.6ha、中核的農家（認定農業者 308戸）の平均耕作面積は5.5haとなっている。

農業の経営形態は、水稻、肉用牛を中心に、葉たばこ、施設園芸等を組み合わせた複合による個別経営と水稻と大豆、茶及び養豚一貫の組織による経営が中心となっており、今度において、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づく所得目標と労働時間を満たすなど、効率的かつ安定的な農業経営を志す意欲ある農業者を積極的に育成・確保する必要がある。

なお、高齢化が著しく、小規模農地が多いなど個別経営体の確保が難しい地域については、友好的な合意のもと、地域の営農活動を一手に担う営農組織の設立及び活発が期待される。

単位：ha

営農類型		目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
家族経営	水稻+野菜(施設+露地)+肉用牛	5.2	水稻 3ha+アスパラガス 0.2ha+ブロッコリー 0.5ha+繁殖牛 5頭	31	70.6
	肉用牛+水稻+露地野菜	10.3	繁殖牛 30頭+水稻 1ha+レタス 0.3ha	45	202.9
	葉たばこ+麦+露地野菜	4.5	葉たばこ 2ha+麦 2ha+カブ 0.5ha	87	171.4
	茶+水稻	3.0	茶 2.5ha+水稻 0.5ha	4	5.3
	野菜(露地+施設)	1.7	馬鈴薯 0.8ha+カボチャ 0.3ha+レタス 0.5ha+キュウリ 0.1ha	39	29.0
	野菜(露地+施設)	0.4	中玉トマト 0.2ha+カボチャ 0.2ha	38	6.7
	水稻+野菜(露地+施設)+肉用牛	4.7	水稻 2.5ha+アスパラガス 0.15ha+インゲン 0.05ha+ 大根(ゆで干し) 0.5ha+繁殖牛 5頭	23	47.3
	肉用牛	15.0	繁殖牛 50頭	22	144.5
組織経営	水稻+大豆	50.0	水稻 30ha+大豆 20ha	6	131.3
	茶	10.0	茶 10ha	3	13.1
	養豚一貫	0	繁殖母猪 200頭	2	0

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

ア 農用地等の流動化

地域農業の振興においては、より効率的な農業生産のための構造改善を図る必要があり、農地流動化施策の集中的な取り組みによって、土地利用型の農業経営など多様な担い手への農地の利用集積による経営規模拡大を進める必要がある。

集落段階においては、専業農家と兼業農家、離農者など土地持ち非農家を含めた話し合いによる合同形成に基づく農地の利用調整によって、認定農業者など、地域の担い手である中核的農家への農地集積を推進する。

また、農林公社が取り組む農地利用集積円滑化事業を活用した農地流動化についても、積極的に推進を図るものとする。

イ 農作業の受委託、共同化

農家の高齢化や兼業化の進行により減少を続ける中核的農家へ対応し、小規模経営農家の所得を確保すること、また、農業機械及び施設の有効利用と過剰投資の抑制による経営の合理化・安定化を図ることを目的として、中核的農家を中心とした農業機械共同利用組合や任意組合、農林公社による農作業の受委託及び機械・施設の共同化を推進する。

ウ 地域農業集団

農村集落の混住化とともに、農家の高齢化や兼業化が進行する情勢の中、地域資源の有効活用や土地利用に関する調整等を自主的に話し合い解決することを目的として、農用地利用改善団体を組織している。

集落リーダーを中心として、利用権の設定、農作業の受委託及び農業機械の共同利用などの調整

活動を行っており、今後とも農業経営基盤強化促進事業における地域の推進母体として、自主的な活動を促進することとする。

エ 農業生産組織

市内ほぼ全域の各集落において、農協の生産組合や各作物の生産部会から組織されており、生産技術の向上や農業経営の安定のため幅広い活動を行っている。

今後においても、地域農業の発展のため、個々の組織の一層の連携強化と、安定化を図ることとする。

オ 地力の維持増進

農作物の生産性の向上や連作障害を回避するため、農地への堆肥投入やブロックローテーションによる地力増進が進められているが、耕種農家と畜産農家の連携を緊密にし、相互補完体制を推進するとともに、堆肥センターの整備によって、安定的な堆肥供給に努めるものとする。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 基本方針

地域の農地を効率的に活用する必要があり、認定農業者などの中核的農家を中心に地域農業集団の活動を促進し、地域における話し合いなどの活動を実施するとともに、遊休農地の積極的な掘り起こしを行い、中核的農家へ農地の集積を進め、地域農業の生産性を高めるように努める。

(2) 重点的に推進しようとする方策

ア 農業経営基盤強化促進事業

①事業を推進するための基本的な考え方

遊休農地の掘り起こしや農業委員等によるあっせん活動により、中核的農家への移動を推進するとともに、農林公社の中間保有機能を活用し、中核的農家への農地集積の加速化を図るものとする。

②調査及び広報活動

農地流動化の趣旨、内容等について、市、農業委員会及び農協などの関係機関が連携を図り周知と啓発に取り組んでいくこととする。

③農地等の権利移動に関するあっせんの対象範囲等

農用地等の集積に関する対象者は、本市基本構想に基づく、認定農業者を中心とした、規模拡大など営農意欲と優れた経営能力を有する中核的農家とする。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

農業近代化施設については、肉用牛や葉たばこ、ばれいしょ、米などの土地利用型作物を中心に、施設園芸等を補完作物とした生産関係施設と運整備を進め、主要作物の生産性向上を図り、高付加価値化及び効率的な集出荷を目的とする生産関係施設の整備を進めることとする。

(1) 重点作目

○肉用牛

「五島牛」の銘柄確立を目指し、肉質の向上と地域内一貫生産体制の確立を図り、また、規模拡大、新規参入者の支援を行い、繁殖雌牛増頭を積極的に推進してきた結果、平成23年度現在、飼養頭数7,283頭、粗生産額1,964百万円で、本市では第1位の粗生産額である。

今後においては、これまでどおり新規参入円滑化事業、大規模ステップアップ事業の推進、各種導入事業の推進により生産頭数の増加を図るとともに、放牧を幅広く推進し、また、キャトルステーションの利用によって、子牛の斉一化、低コスト化、省力化による生産性の向上を図る。

○葉たばこ

1戸あたりの経営規模も大きく、そのほとんどが地域の担い手農家であり、平成22年現在の栽培面積は197ha、粗生産額が約696百万円であるが、平成23年度の廃作奨励金により、戸数、作付面積ともに大幅に減少する見込みである。

○ばれいしょ

五島産新ばれいしょは、市場の評価が高く、ブランドな品目として推進しているところであり、平成22年現在の栽培面積約30ha、JA取扱高151百万円である。

今後は、早出し産地の銘柄確立を推進するとともに、種ばれいしょ産地の育成強化によって、高品質の種ばれいしょ産地としての定着を図る。

○レタス

平成22年においては、約12haが栽培されており、価格の変動に左右されない契約栽培を中心として生産性の向上を図っている。以前は、露地栽培が主であったが、最近ではリースハウスを利用したハウス栽培のシェアが高くなっており、単収・品質ともに向上している。

今後も、リースハウス等を活用して、安定生産・産地拡大に努める。

○ブロッコリー

本市の温暖な気候を活かして、冬場に栽培する地域の新規作目として、平成17年度から、作付を開始し、現在、作付面積が175haの一大産地となった。

今後も、作付面積を拡大し、市場評価を得られるような高品質のブロッコリー栽培体系の産地確立を目指し、推進を図る。

○茶

平成9年度に導入後、規模拡大を続け、温暖な気候を活かした早期出荷や荒茶加工による流通コストの低減、広い畑地を活かした乗用型機械栽培体系の実現等があり、地域条件の自然条件を活かした畑作の振興作目として、平成9年度から茶を導入した。乗用機械を利用した省力一貫体系を実現し、早期成園化を図るとともに、被覆栽培の推進による高品質の茶生産を図る。

(注) 資料：農林水産統計年報、生産農業所得統計

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
繁殖牛舎 (新規参入円滑化事業)	1棟 325.5㎡	岐宿地区		1戸	農業協同組合	1	
繁殖牛舎 (大規模ステップアップ事業)	1棟 263.3㎡	福江地区		1戸	農業協同組合	2	
繁殖牛舎 (大規模ステップアップ事業)	1棟 341.0㎡	玉之浦地区		1戸	農業協同組合	3	
繁殖牛 (新規参入円滑化事業)	1棟 420.0㎡	三井楽地区		1戸	農業協同組合	4	
繁殖牛舎 (大規模ステップアップ事業)	1棟 278.3㎡	岐宿地区		1戸	農業協同組合	5	
繁殖牛 (新規参入円滑化事業)	1棟 325.5㎡	岐宿地区		1戸	農業協同組合	6	
繁殖牛 (新規参入円滑化事業)	1棟 325.5㎡	岐宿地区		1戸	農業協同組合	7	
繁殖牛 (新規参入円滑化事業)	1棟 325.5㎡	玉之浦地区		1戸	農業協同組合	8	
スナッフエンドウ施設	単棟 810㎡	富江地区	810㎡		農業協同組合	9	
スナッフエンドウ施設	単棟 600㎡	福江地区	600㎡		農業協同組合	10	
スナッフエンドウ施設	単棟 1,200㎡	福江地区	1,200㎡		農業協同組合	11	
アスパラガス施設	A Pハウス単棟連棟 1,287㎡	岐宿地区	1,287㎡		農業協同組合	12	
アスパラガス施設	A Pハウス単棟 1,600㎡	岐宿地区	1,600㎡		農業協同組合	13	
アスパラガス施設	A Pハウス単棟 684㎡	玉之浦地区	684㎡		農業協同組合	14	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

近年、農業従事者の高齢化が進行しており、新規就農者は増加傾向にあるものの、依然として若年就農者は停滞傾向にあり、地域における活力も低下してきている。

このような中で、平成8年に設立した農林公社においては、新規就農者育成を目的とした農業研修生の受入れを実施し、終了後の就農、持続的な営農活動によって、確実にその成果を上げている。

今後においても、農村地域に活力を与える原動力として、意欲ある青年などの農業者の活躍が期待され、広く確保していく必要がある。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

現在、認定農業者協議会、五島地区農業士会及び生活研究グループ等が実施している各種研修会や先進地視察などの活動に対して助成を行っている。

将来の担い手の確保・育成対策としては、農林公社における新規就農者育成を目的とした農業研修生の受入れや農業生産基盤の整備、農業機械・施設の整備に対する助成などの支援を行っている。

また、県が実施する海外研修事業等への参加など、青年農業者などの後継者の技術、知識の向上を図っている。

今後は、関係機関における連携をさらに強化し、担い手の確保・育成に対する支援活動を積極的に展開していくものとする。

4 森林の整備その他林業の振興との関係

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の農家数（販売農家）は、平成22年（農林業センサス）現在1,236戸であり、平成12年と比較すると521戸減少している。専業農家は633戸で残りの約49%にあたる603戸が兼業農家である。

本市農業の浮揚にあたって、兼業農家の役割は重要であり、専業はもとより兼業農家の所得向上と農業生産基盤の整備による営農効率の向上を促進し、農業経営の安定化に努めるものとする。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市農業の振興において、兼業農家の果たす役割は今後ますます大きくなると予想され、兼業農家の健全な育成が極めて重要であると考えられる。

就業機会が少ない本市において、余剰労働力への対策としては、新たな産業の創設に対する支援や健全で安定性のある企業の誘致に積極的に取り組み、就業の場の確保に努めることとする。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本地域の集落は、地域全体に散在しており、福江地区の市街地とその周辺部を除き、ほとんどが農村集落となっており、近年、ライフスタイルの変化に伴い、農村集落の機能も変化しつつある。

生活環境施設の整備状況は、集会施設及び公園等はほぼ整備されており、生活排水施設については、環境施設の高まりから、個別処理として浄化槽の設置が増えてきている。

今後は、農村の特徴に合わせ、住みよい豊かな環境の整備を目標に、生活環境施設の有効活用を促進する。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付図

別添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図、農用地等保全整備計画図（付図2号）
- 3 農業近代化施設整備計画図（付図3号）